

平成 25 年 12 月 18 日
改正 平成 27 年 3 月 18 日
改正 平成 27 年 9 月 30 日
改正 令和元年 8 月 6 日
改正 令和 4 年 5 月 30 日

○茨城県立医療大学助産学専攻科履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成 6 年茨城県規則第 108 号)第 52 条第 2 項の規定に基づき、助産学専攻科における授業科目の履修法方等に関し必要な事項を定める。

(授業科目等)

第 2 条 授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別は、別表第 1 のとおりとする。

(修了に必要な単位数等)

第 3 条 学生は、別表第 2 に定める単位以上を修得しなければならない。

(履修登録手続)

第 4 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各年次当初の所定の期日までに所定の履修登録手続(以下「履修登録」という。)を行わなければならない。

2 前項の履修登録期間終了後は、履修登録内容を変更することはできない。ただし、後期から開始する授業又は集中講義の授業について、特別の事情があると認められる場合においては、この限りではない。

(試験)

第 5 条 授業科目の成績は、原則として試験により評価する。ただし、試験以外の方法による評価が適当と認められる場合は、他の評価方法をもってこれに替えることができる。

2 試験は、原則として各学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、学期の途中で適宜試験を行うことができる。

3 学生は、第 4 条により履修登録を行った授業科目についてのみ試験を受けることができる。

4 不合格者に対する再試験は行わない。

(単位の授与)

第 6 条 科目責任者は、前条の試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に成績を評価する資料を作成し、学務委員会はその資料に基づき合否判定を行い、合格した者には、当該科目の所定の単位を与える。

(成績評価の基準)

第 7 条 成績評価の基準は、次の表のとおりとする。

評 語	評 価	合 否
A	80点～100点	合格
B	70点～79点	合格
C	60点～69点	合格
D	59点以下	不合格

(試験欠席)

第8条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、当該試験開始までに、事務局教務課まで連絡し、すみやかに試験欠席承認願を提出しなければならない。

2 前項の試験欠席承認願には、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は理由書を添付するものとする。

3 第1項の試験欠席承認願が提出された場合において、学務委員会がその事情を正当と認めるときは、担当教員は適宜の方法によって成績を評価することができる。

(試験における不正行為)

第9条 試験に関する不正行為の事実が学務委員会によって確認された場合、当該学生が当該学期に履修登録した全ての科目を不合格とする。

2 学務委員会での審議の結果必要と認められる場合は、学則第47条の規定により、学長は教授会の意見を聴いて当該学生を懲戒することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に助産学専攻科に入学した者に係る授業科目の履修については、改正後の茨城県立医療大学助産学専攻科履修規程別表第1及び別表第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

付則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。